

P C B 廃棄物適正処理対策推進事業

1 4 6 百万円（1 1 4 百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

P C B 廃棄物特別措置法の施行後 10 年が経過したことを踏まえ、同法附則第 2 条に基づき施行状況の検討を行うため「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、P C B 廃棄物に関する施策について検討した。平成 24 年 8 月に本検討委員会の報告書「今後の P C B 廃棄物の適正処理推進について」がとりまとめられ、早期の P C B 廃棄物の処理完了に向けた施策が提言された。この報告書を踏まえ、それぞれの P C B 廃棄物に関する早期処理完了に向けた施策を推進する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）微量 P C B 汚染廃電気機器等について

微量 P C B 汚染廃電気機器等について、洗浄方法等の処理技術の評価を実施し、その結果等を踏まえ、周辺環境等に影響のない安全かつ効果的な処理方策について検討する。また、850℃の条件での実証試験の実施、移動式の処理方式についての検討等を行い、その結果を踏まえた無害化処理認定制度の着実な運用を図る。

（2）安定器等・汚染物について

安定器等 P C B 汚染物の処理体制が確保されていない地域の処理体制を確保するため、関係機関との協議や、協議に必要となる P C B 処理にかかるリスクに関する調査、データ整理等を行う。

（3）適正な保管等

保管場所での漏えい等が発生していることを踏まえ、保管場所での機器の腐食対策や災害対策等を検討し、関係機関に周知する。また、保管場所で P C B を含む機器を解体する場合の技術的・制度的な検討を行い、P C B の飛散等による環境汚染の防止を図る。

3. 施策の効果

P C B 廃棄物の処理の体制を確保するとともに、適正な保管、安全かつ効率的な処分を推進する。

PCB廃棄物適正処理対策推進事業

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。

- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画でJESCO活用を明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ(政令で平成28年と規定)

特措法施行から10年が経過

- 高圧トランス・コンデンサ等については、現在の処理ペースを続けた場合最大平成49年まで処理に時間がかかってしまう。
- 安定器については、北九州と北海道以外の地域では処理体制の見込みが立っていない。
- 法の施行後に判明した微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進が急務

PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 (PCB特措法附則第2条に基づく検討を実施)

「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」
(平成24年8月)

	現状・課題	今後の対策
①高圧トランス・コンデンサ等	一部に処理が困難なものや、長時間要するものがある。	● 施設の改造や、5事業所の得意能力の有効活用
②安定器等・汚染物	東京、豊田、大阪エリアの処理の見込みが立っていない。	● 東京・豊田・大阪地域の処理体制を確保するため、環境省と自治体の協議を続ける
③微量PCB汚染廃電気機器等	処理に最も時間を要する。 抜本的な処理能力の増強が必要。	● 洗浄方法等の処理方式の検討 ● 電気機器等の油の入替え等の技術の検討 ● 移動式の処理について無害化処理認定制度による認定を推進
④無害化処理認定施設等	● 平成22年に処理が始まったばかり。 ● 処理に最も時間を要する。 ● 抜本的な処理能力の増強が必要。	● PCB汚染物に関する850℃での実証試験を行い、許可要件の変更を検討
⑤適正な保管等	● 平成23年度の調査において、年間30～40件の漏えい事案、30～50件程度の紛失事案が生じていることが判明。 ● 未届出・未登録の者があり、掘り起こしが必要。 ● 機器を解体するケースがあるが、漏えいが懸念。 ● 東日本大震災では200台程度のトランス・コンデンサが流失。	● 漏えい防止策について技術的な助言方策の検討。 ● 漏えい場所の室内空気の汚染状況の知見の充実化。 ● 各種の事業者団体と連携し、PCB廃棄物を保有している者の届出促進 ● PCBを含む機器の解体について、適正な取扱をルール化。PCBの飛散・揮散による周辺への影響の防止策の検討。 ● 東日本大震災におけるPCB保管場所での状況を踏まえ、保管方法の改善策のとりまとめ